

平成24年8月23日

消費者庁長官 殿
食品表示部会 委員各位

米の検査規格の見直しを求める会

「玄米及び精米品質表示基準の見直し」についての意見書

今般、食品表示部会で審議されている3つの論点（ふるい下米の表示義務化、未検査米の品種・産年の表示、複数原料米の表示）について、当会の意見書が基になったものと思われま。問題提起した立場から、改めて、当会の意見を4点申し述べたいと存じます。

第1に、「表示基準」の二重基準について

精米に適用される品質基準は、消費者向け袋詰め精米に適用される「玄米及び精米品質表示基準」、業務用バラ売りに適用される「生鮮食品品質表示基準」の2つであります。しかしこれらは相反する内容を含んでおり“二重基準”の状態です。

例えば、「未検査米への品種・産年」の表示は、前者では違法となるが、後者では適法であるなど、同一の精米であっても、適用される基準によってまったく逆の結果となっております。

ですが、今般の審議では前者のみが対象となり、両者の整合性はそもそも議論の対象外です。こういった状況を放置するのはいかなるものでしょうか。

当会は、審議のタイトルを「生鮮食品・玄米及び精米品質表示基準の見直し」と改め、2つの基準の整合性についても論点にすべきと考えます。

第2に、農産物検査によらない品種・産年の表示について

上記のように、生鮮食品品質表示基準では、未検査米への品種・産年の表示は、伝票等で事実確認ができることを条件として、既に可能となっております。にもかかわらず、「消費者向け袋詰め精米」のみが、別途に「任意の農産物検査」を受けなければ「事実の表示が禁止」されているのは、理解し難く感じます。

ですが、閣議決定「農産物検査以外の方法により表示可能とする」（2010年6月）もありますので、決定に沿う案として、全ての米穀を対象とした米トレーサビリティ法の拡充・強化が最適であると考えます。（現行の「産地」に加えて、「品種・産年」の伝達を義務化する案）

なお、同法を所轄するのは農林水産省であり、消費者庁の所轄外ではありますが、閣議決定であることから、同省と協議の上、実現することは可能と考えます。

第3に、ふるい下米表示に有用な「容積重」

消費者庁の説明では、ふるい下米は定義や基準が無いため表示するのは難しいとされています。しかしながら、低品位米の判別に有用な指標がありますので、ぜひご検討いただきたく存じます。

その指標とは、1リットルあたりの重量を測定する「容積重」です。粒の充実度を測るために有効とされ、過去、農産物検査規格で規定されてきました（参考2）。測定が容易でコストがかからず、産地や品種の差異による影響を受けにくいなどの特徴があります。実際に、特定米穀の取引では現在でも用いられています。

測定は、集荷業者が生産者と値決めする際に、従来の“ふるい”と併用するなどして可能です。

精米への表示例

「低品位米（玄米容積重〇〇〇g未満）〇割使用」

あるいは

「低品位玄米 〇割使用」

などとするのが良いと考えます。

参考

(1)【特定米穀】とは、旧食糧管理法で「くず米、碎米、その他農林水産大臣の指定する米穀」と定義されてきました。

(2)農産物検査規格規程 平成11年版より（麦、蕎麦は現在も規定あり）

水稻うるち玄米の容積重(最低限度)

1等810g、2等790g、3等770g、等外770g(最高限度)

(3)容積重測定器(2種類)



くず米の品質判定・容積重測定器

一定容積に対する重量を精密に測定します

ブラウエル穀粒計は、
A級（360g以上）
B級（340g以上360g未満）
C級（340g未満）
といった具合に、くず米を格付判定する機具です。

本機の構造

価格/1セット87,150円(税込)【プラスチックのみ21,000円(税込)】

ブラウエル穀粒計

容積重も測定可能な穀類水分計



第4、複数原料米の表示

211 品目で表示義務化を先行する韓国の場合、商品にかかるコストは商品代金の0.007～0.25%と負担にならない範囲であり、表示反対の本当の理由とは考え難いと感じます。
